

## 参画率50%を達成するための具体策

### < 改選 >

- ・ 50%を達成していない審議会等  
現在の構成人員から女性委員を必ず1人以上増員する。  
(構成人員 男性9人：女性1人 男性8人：女性2人)
- ・ 50%を達成している審議会等  
最低限、参画率は現状維持させる。  
(参画率は委員総数に対する女性人数で算出しているため。)

### < 新規選任 >

- 参画率50%になるよう配慮する。  
充て職で選任しない。

### < 共通 >

推薦依頼を行う際、必ず依頼文に「本市では、女性の参画率50%を目標にしておりますので、貴団体からの積極的な女性の選任をお願いします。」といった文章を入れる。

設置根拠となる条例・規則・要綱等の組織に、充て職が条件付けられていないにも関わらず、改選の際に「これまで の長を選任してきた」との理由から、女性の登用ができていない審議会等がある。

設置根拠に定められていない事項による制限(条件)は、撤廃する。